八尾富田林線の事業認可取得に伴う説明会での主な質疑

○平成３０年３月１１日（日）１０時～１１時１５分　（場所：八尾市立大正コミュニセンター）

　　出席者：大阪府八尾土木事務所　建設課

　　　　　　八尾市都市整備部

　　参加者：約１７０名

○開会のあいさつ（八尾土木建設課長）

○事業概要説明（八尾土木事務所道路整備グループ、用地グループ）

○質疑の概要

用地買収(物件補償)等に関すること

Ｑ：借家を所持しているが、空家に入居を希望する方がいる場合、当該事業について説明する必要はあるのか。

また数年間で退去することが原因で契約不成立になった場合はどうなるのか。

Ａ：新たに契約される場合は、あらかじめ当該事業の買収計画があることをお伝えください。

またこの事業を知らせたことにより契約が不成立になった場合の補償は、現在の制度ではできません。

Ｑ：５０年以上前の大阪中央環状線で立ち退きになったときは移転費用などの補償は無かった。今回、移転費用は払うのか？

Ａ：補償基準に基づいて、補償させていただきます。

Ｑ：借家人に対する補償はあるか。

Ａ：物件調査の時点で借家人がいる場合は借家人補償させていただきます。

Ｑ：図面の計画範囲に入っている場合は立ち退きが決定なのか、また移転の斡旋は大阪府でしてくれるのか。

Ａ：土地境界確定後に移転が必要となればお願いしますが、移転先は基本的にご自身で探していただくことになります。

周辺環境等に関すること

Ｑ：事業起点の木ノ本田井中線より北側の計画はあるのか。

　　また計画道路が完成すれば車の流れが変わることになるので、交通事故、渋滞、騒音の予測はしているのか。完成により渋滞がひどくなるなど心配である。

Ａ：北側にも都市計画道路はありますが着手時期は未定です。

また都市計画変更における事前調査の予測で道路完成時の大気質、振動は、国の環境基準値を超えないことを確認しています。騒音については一部対策が必要になるかもしれないが基準値を超えないようにします。なお、道路完成後になんらかの対策が必要となれば対応します。

Ｑ：家の前が道路になることを想定して家の間取りを考えてない。道路を通行する車両、歩行者からの視線などが心配である。買収にかからない家へは何か対応はないのか。

Ａ：個々の事情により必要と判断されれば目隠し等の対策を考えます。

Ｑ：飛行場と住居の間に垣根がある。道路完成後に垣根がなくなることで、だれでも出入り出来ると治安面などが心配である。工事が始まる前に検討してほしい。

Ａ：今後の設計のなかで、地元の方とも相談しながら検討していきます。

Ｑ：本日の説明を聞くと高架道路になっている。家の上は飛行機が飛び、前は高架道路になってしまうので日蔭など環境面が心配。こういった場合どの程度補償していただけるのか。

Ａ：基本的に事業地外に対する補償はありません。環境が変わるといった点については、今後、詳細な設計を行うなかで個別相談させていただきます。

道路計画等に関すること

Ｑ：太田橋交差点の若林沼線から南側へは高架橋があり直接通行することが出来ない。利用しやすいように側道を付けてほしい。平成１１年の頃からお願いしている。

Ａ：今後、道路の設計を行うなかで地元や警察などと相談しながらどのような構造が適切かを考えます。

Ｑ：今回計画している八尾富田林線よりも北側の国道２５号などの渋滞対策を計画するのかが先ではないか。

　　八尾南駅周辺を都市化すると言うが、高架道路を造ることによってかえって過疎化すのではないか。

　　太田橋付近は現状２車線だが、計画では高架道路含めると南行きが５車線にもなる必要性が理解できない。

Ａ：大阪柏原線より北側では東大阪中央線などの計画があり、これらが完成すれば北側の整備効果が発揮されるが、まずは中部広域防災拠点へのアクセスにもなる八尾富田林線を整備して、その後北側の整備についても見極めていきたい。

八尾南駅周辺の活性化については八尾市の都市計画マスタープランでも八尾富田林線が地域の活性化に寄与する路線と考えています。

車線数については八尾富田林線の高架道路となる４車線と既存の旧大阪中央環状線の役割が違うのでそれぞれが必要な車線数を計画しています。

Ｑ：提示している地図は古いのでこの地図を基に計画されては困る。

Ａ：最新の地図ではないので今後現地測量を行い最新の地図に更新して設計します。

Ｑ：計画道路が飛行場に近くなることで危険な道路とならないか。

Ａ：空港の機能を維持しながら可能な範囲で道路の線形変更を行ったもので危険な道路になることはありません。

以上。

八尾富田林線の事業認可取得に伴う説明会での主な質疑

○平成３０年３月１２日（月）１９時～１９時４５分　（場所：八尾市立大正コミュニセンター）

　　出席者：大阪府八尾土木事務所　建設課

　　　　　　八尾市都市整備部

　　参加者：約６０名

○開会のあいさつ（八尾土木建設課長）

○事業概要説明（八尾土木事務所道路整備グループ、用地グループ）

○質疑の概要

道路計画等に関すること

Ｑ：土地の境界確定はこれからということだが、道路の形状が変更されることはあるのか。

Ａ：計画決定された範囲は変わりません。今後、詳細設計をする上で計画範囲外の買収が必要となる可能性はありますが、基本的には計画決定された範囲の買収となります。

Ｑ：大阪府の都市計画道路はこれまでも計画倒れになっている路線が多数ある。この計画道路は着手後、何年経過すれば計画倒れとなるのか。また地権者は何名ぐらいいるのか。さらに接続する道路の進捗状況はどうなっているのか。

Ａ：これまで大阪府内で一時休止した路線はあるが、今回認可取得した八尾富田林線は休止することなく完成に向けて事業推進を図ってまいります。また地権者は200名ぐらいを見込んでいます。接続する道路の進捗状況は北側については現時点で事業実施の目途はありません。南側は藤井寺市へ接続する箇所で事業実施に向けた手続きを行っています。

用地買収(物件補償)等に関すること

Ｑ：計画道路内で土地を借りて商売を営んでいるが、商売をしている方への補償は家主とは別にあるのか。

Ａ：借家人補償という補償があります。補償の算定にあたっては個別にお話を伺います。

Ｑ：買収によりアパートを取り壊しして代替地を探すことになるが何年度に探したらよいか。また八尾市内で探さないとだめなのか。さらに工程上は平成32年度以降としているがそれより前にならないか。

Ａ：境界確定する時期は現時点で決まってないので個別に案内させていただきます。移転場所は八尾市内の限定はありません。なお土地の境界が既に確定している場合は買収交渉を早く出来ることもあります。

Ｑ：土地の境界確定のための立ち合い順番（どの地区から）や時期はどうなるのか。

Ａ：大和川を渡る橋梁やその北側の高架橋工事に長い期間を要するので、南側の地区（太田、太田新町、若林町など）から行う予定です。時期は大阪府から個別に案内させていただきます。

以上。